

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護

重 要 事 項 説 明 書

小規模多機能 カトレア

社会福祉法人 由起会

重要事項説明書

「小規模多機能 カトレア」

1. 事業の目的

本事業は、要介護者又は要支援者について、指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

2. 運営の方針

- ① 本事業所において提供する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。また、正当な理由なく、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を拒まない。
- ③ 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- ④ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- ⑤ 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

3. 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 小規模多機能 カトレア
- ② 所在地 長崎県佐世保市柚木町2 1 9 4 番地 1

4. 従業者の職種、員数及び職務内容

本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 介護支援専門員 1名（常勤兼務）
介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- ③ 看護職員 3名（常勤専従2名、非常勤専従1名）
看護職員は、利用者の介護及び心身の機能回復ができるよう努める。なお、看護職員は上述の職務内容に加え、機能訓練指導を自ら実施し日常生活を営むに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための機能訓練を行う。
- ④ 介護職員 11名（常勤6名、常勤兼務1名、非常勤専従4名）
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

5. 登録と各サービスの利用定員

本事業所の利用定員は次のとおりとする。

- ① 登録定員 25名

- ② 通いサービスの利用定員 13名
- ③ 宿泊サービスの利用定員 5名

6. 営業日及び営業時間

本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 営業日 : 365日 (年中無休)
- 営業時間 : 通いサービス 9:00～16:00
- 訪問サービス : 24時間
- 宿泊サービス : 16:00～翌日9:00

7. 居宅サービス計画の作成及び給付管理業務の内容

本事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した居宅サービス計画を作成するとともに利用者の同意を得て、交付するものとする。

8. 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成

- ① 本事業所の管理者は、介護支援専門員に介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- ② 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに利用者の同意を得て、交付するものとする。
- ③ 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じた小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容について説明するものとする。
- ④ 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護計画の作成を行う。
また、その他の多様な地域における活動や外出の確保に努める。
- ⑤ 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

9. 介護の内容

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「サービス」といいます。）の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴の介助
- ② 食事の介助
- ③ 排泄の介助
- ④ 日常生活の中での機能訓練
- ⑤ 相談、援助
- ⑥ その他日常生活上の世話、日常生活動作の介助

10. 介護等

- ① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- ② 利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所における介護従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。
- ③ 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

11. 社会生活上の便宜の提供等

- ① 本事業所は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。
- ② 本事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- ③ 本事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

12. サービス利用料金

- ① サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分である介護報酬告示上の額の1割とする。ただし、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

②利用料金

(1) 同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合（介護負担1割の場合）

サービス内容	介護度	利用料金（月）
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援1	3,450円
	要支援2	6,972円
	要介護1	10,458円
	要介護2	15,370円
	要介護3	22,359円
	要介護4	24,677円
	要介護5	27,209円

(2) 同一建物居住者に対して行う場合（介護負担1割の場合）

サービス内容	介護度	利用料金（月）
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援1	3,109円
	要支援2	6,281円
	要介護1	9,423円
	要介護2	13,849円
	要介護3	20,144円
	要介護4	22,233円
	要介護5	24,516円

(3) 短期利用介護予防居宅介護費・短期利用居宅介護費（1日につき）（介護負担1割の場合）

サービス内容	介護度	利用料金（月）
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援1	424円
	要支援2	531円
	要介護1	572円
	要介護2	640円
	要介護3	709円
	要介護4	777円
	要介護5	843円

※(1), (2)に対して

- 初期加算：登録した日から起算して30日以内の期間については、1日につき30円
- 認知症加算：1月につき、認知症加算(Ⅲ)760円、認知症加算(Ⅳ)460円(要介護者のみ)
- 看護職員配置加算：1月につき、看護職員配置加算(Ⅱ)700円(要介護者のみ)
- サービス提供体制強化加算：1月につき、体制強化加算(Ⅰ)750円
- 総合マネジメント体制強化加算：1月につき、体制強化加算1,200円/月
- 若年性認知症加算：1月につき450円(要支援者)、1月につき800円(要介護者)
- 生活機能向上連携加算：1月につき、生活機能向上連携加算(Ⅱ)200円
- 科学的介護推進体制加算：1月につき40円
- 口腔・栄養スクリーニング加算：1回20円(6月に1回を限度とする)
- 介護職員処遇改善加算：(Ⅰ)14.9%

※(3)に対して

- サービス提供体制強化加算：1日につき、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)25円
 - 生活機能向上連携加算：1月につき、生活機能向上連携加算(Ⅱ)200円
 - 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度)：1日につき、200円
 - 介護職員処遇改善加算：(Ⅰ)14.9%
 - ・食費 朝食410円、昼食540円、夕食630円
 - ・宿泊費 1,000円/泊(室料800円、リネン使用料100円、電気料100円)
- ③ 宿泊サービスのサービス提供時間は、(16:00～9:00)を原則とする。
 - ④ 宿泊室の利用中に設備・備品等を破損した場合は、改修に伴う費用の実費を利用者は負担するものとする。
 - ⑤ 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、当法人の指定口座へ振り込み又は、本事業所へ持参するものとする。
 - ⑥ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の署名(記名押印)を受けることとする。
 - ⑦ サービスの内容及び料金その他の費用の額は事業所の見やすい場所に掲示する。

13. 緊急時における対応策

本事業所の従業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医やあらかじめ事業者が定めた下記の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

14. 秘密保持

- ① 本事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。
- ② 本事業所は、退職した者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。
- ③ 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。

15. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び佐世保市等関係機関へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行う。

16. 相談、要望、苦情の窓口

小規模多機能型居宅介護に関する相談、要望、苦情等を受け付ける為の窓口を下記の通り設置する。

サービス相談・苦情等窓口：

小規模多機能 カトレア

電話番号 0956-41-8555

担当 金谷 猛史 (管理者)

(受付時間 月曜日～日曜日 24時間)

相談・苦情等その他の窓口： **佐世保市役所 長寿社会課**

(佐世保市八幡町 1-10 電話：0956-24-1111)

長崎県国民健康保険連合会

(長崎市今博多町 8-2 電話：095-826-7293)

17. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行う。

18. 運営推進会議の設置

小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告をするとともに、その内容についての評価・要望・助言を受け、サービスの質の確保を目的とし「運営推進会

議」を設置する。

19. 虐待防止のための措置

当事業所では、虐待の発生や再発を防止するため、以下の措置を実施します。

- ① 虐待の発生・再発を防止するための委員会を定期的に開催すること、及びその結果を担当する職員へ周知徹底すること。
- ② 虐待を防止するための指針の整備。
- ③ 担当の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

19. その他

当事業所についての詳細、または不明な点などございましたら、お気軽に担当者にお尋ねください。

緊急連絡先		
氏 名		
住 所		
電話番号	自宅	
	携帯	
	職場	
続 柄		
主 治 医		
病院又は診療所名		
医 師 名		
住 所		
電話番号		

事業者

(事業者名) 社会福祉法人 由起会 小規模多機能 カトレア
(介護保険事業所番号) 4290200759

(所在地) 長崎県佐世保市柚木町2194番地1

(管理者) 金谷 猛史 印

(説明者) 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日 (利用者氏名) 印

(代理人氏名) 印